

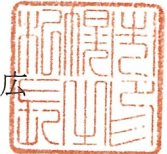
入 札 告 示

札幌市告示第 2809 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 13 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市総務局行政部総務課文書係（市役所本庁舎地下 1 階文書集配センター）
電話(011)211-3265 Eメール: somu.syuhai@city.sapporo.jp
- 2 入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称 印刷センター運營業務
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで
本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
 - (4) 履行場所 札幌市役所本庁舎 地下 2 階印刷センター
 - (5) 入札方法 月額で行う。入札金額は、1 月あたりの予定数量に区分ごとの 1 面（1 部、1 枚または 1 カット）あたりの単価（以下「単価」という）を乗じて得た額の合計金額（月額）を記載することとする。
また、入札書の提出の際には、内訳欄に単価を記入することとし、月額基本料金以外の単価については銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載してもよいこととする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された合計金額（月額）に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、本案件に係る契約単価については、入札書の内訳欄に記載された区分ごとの単価に 10% に相当する額を加算した金額とする。
- 3 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和 8 ～11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の中分類「速記・筆耕・複写業」に登録されている者であること。なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記 4 (3) の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日に該当する場合は、その直前の営業日）に、次のとおり申請する必要がある。
ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URL
のホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 仕様書に定める業務に必要な機材等を確保できる者であること。
- (8) 業務に要する人員として、印刷又は複写に係る業務に2年以上従事したことがある責任者を1名以上印刷センターに常駐させることができ、責任者のほかに、業務に従事する者を1名以上配置することができる者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記1に同じ。入札説明書は、札幌市公式ホームページ上に掲載。
- (2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付及び札幌市公式ホームページ上に掲載。

<https://www.city.sapporo.jp/somu/keiyaku/printing-center.html>

- (3) 入札書の受領期限 令和8年8月25日（火）16時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所 令和8年8月26日（水）10時00分
札幌市本庁舎地下1階1号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要。

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望するものは、封印した入札書のほかに、「入札説明書に示す入札参加資格を有することを証明する書類」及び「競争入札参加資格認定通知書」を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 詳細は入札説明書による。
- (9) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured: Administrative tasks of Printing Center
- (2) Time limit for tender: 16:00 on August 25 (Tue), 2026
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Administrative Management Department, General Affairs Bureau, Sapporo Municipal Government, Kita 1-jo Nishi 2-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8611 Japan. TEL 011-211-3265